

Ⅲ 委員会の判断

冒頭でも述べたように、委員会は従来から、バラエティーは何でもありだ、自由な発想を失わないでほしい、ということを経験してきた。しかし、もちろんそれは、取り上げようとする情報・事実の調査や理解がよい加減でよい、という意味ではない。

本件各放送とも、出演者が提供した情報に基づいて、わざわざロケを行って取材している。番組はその情報が正確であり、間違いのない事実であることを前提にして制作されている。視聴者もそうした制作の趣旨と番組の流れに従って、これらの情報が確かなものである、と受け取ったであろう。

このような情報バラエティーの場合には、放送界がみずから課し、また公表もしている情報・事実の正確性や公正性に関する放送倫理に照らして、そこからの逸脱がなかったかどうかを検証されるべきであろう。

これについて端的に述べているのは、民放連が定めた放送基準6章32項、「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならぬ」である。これは直接的には報道にかかわる基準であるが、その解説において、「ドキュメンタリーや情報系番組においても虚偽や捏造が許されないことはもちろん、過剰な演出などにならないように注意する」と特記されている。

委員会はここで示されている放送倫理に基づいて、本件各放送の制作過程と放送された内容が適正であったかどうかを検討した。

前述した各事案の「問題点」で見たように、本件各放送はいずれも、取り上げた情報・事実の正確さを確認する努力を怠っていて、その扱い方が杜撰だった。

本件放送1の「主治医」では、自分のやっているダイエット法の効果を褒めちぎった女性が、その飲料の販売業者であることを見抜けなかった。本件放送2の「お買い物女王」は、そもそもホテル売買の話が実在したのかもあやふやだった。本件放送3の「お坊ちゃまお嬢さま」では、出演した女性が次々に案内してみせたアパートが彼女の所有物であることを確認する努力がまったく払われなかった。

これらは明らかに放送基準6章32項の「事実に基づいて」という基準から逸脱している。言うまでもないことだが、事実に基づくためには、そのための事実確認の手続きや努力が必要となるが、本件各放送はいずれもそうした手順を怠っている。

また、「主治医」と「お買い物女王」の場合は、出演者とその関係者が、前者がダイエット関連商品の販売にかかわり、後者はホテルの宣伝活動にかかわるなど、放送が取り上げた情報と密接な利害関係を有していた点で、放送の公正さにも欠けていた。

以上のことから、委員会は、本件各放送には放送倫理違反があったと判断する。

なお、委員会はのちに述べるようなヒアリングの結果、各事案について、故意の虚偽や意図的な捏造はなかったことを確認している。